

記号		i
区分	大分類	輸送・機械運転従事者
	中分類	
	小分類	
解説		機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事するものをいう。
補足		運転・操縦者を専ら管理する仕事に従事する者は[b-14 専門的・技術的職業従事者－その他]に該当する。「総合職」として採用され、傍ら運転・操縦者を管理する仕事に従事する者は[c 事務従事者]に該当する。
業種例		電車運転士;バス運転者;乗用自動車運転者;貨物自動車運転者;船長(漁労船を除く);航海士・運航士(漁労船を除く),水先人船舶機関長・機関士(漁労船を除く);航空機操縦士;車掌;鉄道輸送関連業務従事者;甲板員,船舶技士;船舶機関員;発電員,変電員;ボイラー・オペレーター;クレーン・ウインチ運転従事者;ポンプ・ブロー・コンプレッサー運転従事者;建設・さく井機械運転従事者;採油・天然ガス採取機械運転従事者

業種一覧にもどる